

まちづくり推進事業補助金をご活用ください

市では、対象区域内のまちづくり推進に効果のある事業を実施する団体に対し、「まちづくり推進事業補助金」を交付しています。対象となる事業の実施を予定している場合は、ぜひご活用ください。

対象事業 次のすべてを満たす事業

- ・対象区域内において、補助事業者が実施するまちづくり事業であること
- ・補助対象者は、規約を有し、予算と事業計画の元に継続して活動している団体であること
- ・事業の効果が対象区域に波及し、かつ特定の個人や法人等に帰属しないと認められること

対象区域 本市市立地適正化計画における居住誘導区域（本庄駅周辺地区・児玉駅周辺地区・本庄早稲田駅周辺地区）

補助額 対象経費の2分の1（上限20万円）

申請期限 対象事業を開始する前まで（先着順。補助金予算に達し次第終了）

まちなか再生宅地開発補助金をご活用ください

市では、対象区域内で一定規模以上の宅地開発を行う民間事業者に対し、「まちなか」の居住誘導につながる住宅供給の促進を支援するため、補助金を交付しています。

市街地整備室 ☎25・1138



市HP

空き家利活用補助金

市では、地域コミュニティ促進のために空き家を改修し、10年以上継続して非営利で活用する場合、その改修費の一部を補助しています。

市街地整備室 ☎25・1138



市HP

空き家除却補助金

市では、市民の方の安全と安心の確保、生活環境の向上や土地の活用を促進するため、空き家の除却費用の一部を補助します。

- 対象者** 市税に滞納がなく、次のいずれかに該当する方
- ①補助対象空き家の登記事項証明書または家屋補充課税台帳に所有者として記録されている方
 - ②所有者の相続人
- 対象空き家** 次のすべてに該当する市内の空き家

・昭和56年5月31日以前に工事に着手された建築物（昭和56年6月1日以後に増築・改築されたものを除く）

・補助対象空き家及び一体的に利用されている敷地や建築物が1年以上使用のないもの

・公共事業等の補償対象となっていないもの

・所有権以外の権利がある場合は、その権利者から除却について同意を得ているもの

・国または地方公共団体が所有していないもの

・本庄市木造住宅耐震改修補助金を受けていないもの

対象工事 対象者が発注する対象空き家の解体、撤去及び処分に係る工事

補助金額 補助工事に要する費用（居住誘導区域内…上限50万円、その他の区域…上限30万円）

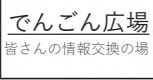
※区域については都市計画課へ。補助には要件があります。事業者との契約・着工前に必ず都市計画課（市役所2階）へご相談ください。

でんごん広場投稿募集

サークル活動の会員募集やイベント情報等を広報ほんじょうに掲載してみませんか。

申込 各公民館または広報課(市役所3階)へ

★広報課 ☎25-1155



目印はこのアイコン(今号では17ページに掲載)

★都市計画課 ☎25・1136



市HP

自発的活動支援事業の申請団体を募集

★障害福祉課 ☎25-1125・FAX 23-1963

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域で自発的な活動を行う障害者やその家族、地域住民等による団体の活動を支援するために、補助金を交付しています。

対象 次のすべてを満たす団体

- ①市内在住の障害者及びその家族、地域住民等で構成されたおおむね10名以上の団体（半数以上が市内在住の障害者及びその家族であること）
- ②市内に活動拠点があり、主に市内の障害者やその家族、地域住民等を対象とした活動を行っていること
- ③継続的な活動実績があるまたは継続的な活動が見込まれること
- ④会費または参加費を徴収していること

⑤団体の会則または規約があること

補助金額 1団体あたり上限5万円

※交付は同一年内1事業。

補助対象事業

- ①ピアサポート、②災害対策活動、③孤立防止活動、④社会活動、⑤ボランティア活動支援、⑥心のバリアフリー推進活動、⑦理解促進啓発・研修活動

補助率 10分の10以内（補助対象経費と補助限度額のいずれか低い方の金額）

申込 5月1日(月)から6月30日(金)までに必要書類を直接障害福祉課(市役所1階)へ

※詳しくは、障害福祉課及び市HPで配付の申請の手引きをご覧ください。



市HP

社員・パートさん募集

ケンツメディコ(株)

- 一般事務（勤務地：本社）
- 社員・・・8:30～17:30/週休2日
- パート・・・9:00～17:00（相談可）



made in Japan
*日本の職人がつくる聴診器。

本社：埼玉県本庄市児玉町共栄552番地1
TEL:0495-71-1004



脇島正法律事務所

埼玉弁護士会所属 弁護士 脇島 正

収入のない方も安心してご相談ください
法テラス制度を利用することで負担なく弁護士に依頼できます

初回相談料無料

予約制 受付時間：平日9:30～18:00

TEL 0495-71-6520

〒367-0030 本庄市早稲田の杜4-1-8

http://wakishima-law.jp/ webからも予約できます

夜間・土日
応相談

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎049-243-8428

結婚相談所ムスベル

卯月 うづき の和菓子

だんご(甘辛、黒ごま)
普寛万頭(チョコまん)
4/10(月)普寛様春大祭!!
(コロナ禍以前のような型で
繰り返し行われる予定です。)



入学、入園時の赤飯のご注文も承ります。



TEL 0495-22-2315 定休日:水曜日